

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の
締結実績について

令和8年5月7日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

令和7年度においては、当機構における電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、建築物の設計に関する契約、建築物の維持管理に関する契約、建築物の改修に係る契約について、契約締結実績はなかった。産業廃棄物の処理に係る契約については、随意契約により1件契約を締結したが、民間賃貸ビルとの契約により受託事業者が選定されており、裾切り方式は実施不可能であった。

以上